

様式2-1-4-2 国立研究開発法人 年度評価 項目別評定調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項)様式

		・受託研究等の外部研究資金の確保等による自己収入の増加に向けた取組が行われているか。 (評価指標) ・予算配分方針と実績 ・セグメント情報の開示状況 ・外部研究資金の実績 ・特許料、入場料等の自己収入実績 ・施設利用料の収入実績
法人の業務実績等・自己評価		
業務実績	＜主要な業務実績＞ ○予算の収支計画及び資金計画 (1)収益化単位の業務ごとの予算と実績管理 中長期目標で定められた重点研究課題をそれぞれ一定の事業等のまとまりとしたセグメント区分とし、セグメント区分に応じた予算管理及び予算執行を行った。実績管理については、セグメント区分に応じた予算管理に基づき会計システムを活用した執行実績の整理を行い、執行実績額を確定した。 (2)セグメントの開示 中長期目標で定められた重点研究課題をそれぞれ一定の事業等のまとまりとして、適切にセグメントを設定し、平成 29 年度財務諸表にセグメント情報を開示するとともに、研究分野別セグメント情報などを開示した。 (3)自己収入の拡大に向けた取組 受託研究等の外部研究資金の獲得を促進するため、公募情報の所内周知を速やかに行い、研究者が入念に申請準備を進められるようにした。また、プロジェクト企画・立案のスキル向上を目的とする研修を実施した。平成 29 年度は、主要な外部研究資金の公募時期にあわせ研修の実施時期を早め、受講生の選定や演習用の応募テーマの設定に研究現場の意見を募るとともに、口頭によるプレゼンテーションの留意点に関する講演、受講生がとりまとめた応募内容の講評、さらには研修の進行をそれぞれ外部の専門家やファシリテーターに依頼する等の工夫を加え、より実践的で効果的な研修に努めた。この他、農林水産省の「知」の集積と活用の場」産学官連携推進協議会について、既に研究開発プラットフォームを設立し、プロジェクトを進めている分野の先行事例等の情報を他分野の研究者にも周知し、応募への動機付けを行った。その結果、平成 29 年度は新たに 4 つの研究開発プラットフォームを設立し、各プラットフォームを経由したプロジェクトの応募を4件行った。また、研究開発プラットフォームを経由しないプロジェクト応募も 1 件行った。 その他、依頼試験、分析や鑑定書の発行、受託出張について規程に基づく適切な見積、経費請求を行うことにより、受益者負担の適正化に努めた。さらに、特許実施料の拡大のため、アグリビジネス創出フェア 2017、バイオマスエキスポ 2017 等の展示会に出展し、取得特許の企業への技術移転に取り組むとともに、新たに 1 件の実施許諾契約を締結した。平成 29 年度は新たに 1 件の実施許諾契約を締結した。 ○短期借入金の限度額 実績無し ○不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画 東北支所好摩実験林について、現物納付を行った。 ○剰余金の使途 該当無し ○積立金の処分 前期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期中長期目標期間へ繰り越した有形固定資産(研究用機器等)の減価償却に要する費用等に 65,287 千円を充当し、収支の均衡を図った。	
自己評価	評定 A	＜評定と根拠＞ 中長期目標に定められた重点研究課題をそれぞれ一定の事業等のまとまりとしてセグメントに区分し、その区分に応じて予算・執行実績を管理するとともに、財務諸表に掲載・開示するなど、収益化単位の業務ごとの予算と実績管理及びセグメントの開示を行った。外部研究資金については、研究活動スタート支援で 2 件、農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業で 1 件の採択があり、科研費については全国平均の 25 %を上回る約 27 %の採択率となる等、自己収入の拡大に向けて着実に取り組んだ。件数については平成 28 年度に終了した受託課題が多かったこともあり減少しているが、研究勢力の選択と集中を行ったことによって高額の研究プロジェクトの獲得に成功し、外部資金の獲得総額は平成 28 年度を上回る結果となった。 以上のように、年度計画を着実に遂行するとともに、科研費の採択率は全国平均を上回り、外部資金の獲得総額も平成 28 年度を上回る結果となったことから、「A」評定とした。
主務大臣による評価	評定	＜評定に至った理由＞ ＜今後の課題＞

<その他事項>

4. その他参考情報

	(単位:百万円、%)				
	平成 28 年度末 (初年度)	平成 29 年度末	平成 30 年度末	平成 31 年度末	平成 32 年度末 (最終年度)
前期中(長)期目標期間繰越積立金	192	127			
目的積立金	0	0			
積立金	57	242			
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	0	0			
運営費交付金債務	210	393			
当期の運営費交付金交付額(a)	10,185	10,155			
うち年度末残高(b)	210	393			
当期運営費交付金残存率(b ÷ a)	2.06%	3.87%			

(注 1) 平成 30 年 3 月 30 日付け総務省行政管理局通知「独立行政法人における経営努力の促進とマネジメントの強化について」に基づく記載。

(注 2) 最終年度における「前期中(長)期目標期間繰越積立金」、「目的積立金」、「積立金」には、次期中(長)期目標期間への積立金の繰越しを算定するために各勘定科目の残余を積立金に振り替える前の額を記載。

(注 3) 「うち経営努力認定相当額」には、最終年度に経営努力認定された額を記載(最終年度に経営努力認定された利益は「目的積立金」には計上されず、「積立金」に計上された上で次期中(長)期目標期間に繰り越される。)。

(注 4) 「その他の積立金等」には、各独立行政法人の個別法により積立が強制される積立金等の額を記載。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第3-2	第3 財務内容の改善に関する事項 2 水源林造成業務等		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書:事前分析表農林水産省 30-⑪ 行政事業レビューシート事業番号: 0215、0222

2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	(参考情報) 当年度までの累積 値等、必要な情報
長期借入金償還額	着実な償還	25,424 百万円	21,084 百万円	19,764 百万円				
債券償還額	着実な償還	7,059 百万円	6,300 百万円	5,300 百万円				
一般管理費	対前年度比 3%の 抑制	187,116 千円	177,568 千円	170,796 千円				
短期借入金の年度計画 限度額及び実績額	限度額の範囲内で借 入		76 億円 42.1 億円	41 億円 29 億円				上段は年度計画限 度額、下段は実績 額
国庫納付不要財産	職員宿舍第3号 (杉並区清水) (現物納付)		現物納付					
	いずみ倉庫 (福島市) (現物納付検討)		関係機関と事前協 議を行い、更地化し 納付することとし、ス ケジュールは今後 調整	関係機関と協議を 行い、スケジュール を作成し所要の調 査を実施				
立木の販売面積	立木の販売計画対象 面積上限 82,000ha (16,400ha/年)	2,381ha	1,942ha	3,246ha				
積立金処分額 (水源林勘定)			—	500,000 千円				
積立金処分額 (特定地域整備等勘 定)			186,539 千円	185,632 千円				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	水源林造成業務 (1) 長期借入金等の着実な償還 適切な業務運営を行い、当期中長期目標期間(平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日)中に長期借入金及び債券について 675 億円を確実に償還する。また、事業の透明性や償還確実性を確保するため、債務返済に関する試算を行い、その結果を公表する。 (2) 業務の効率化を反映した予算の作成及び運営 「第 4 業務運営の効率化に関する事項」を踏まえた、中長期計画の予算を作成し、当該予算による効率的な運営を行う。 特定中山間保全整備事業等 (1) 長期借入金等の着実な償還 適切な業務運営を行い、当期中長期目標期間(平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日)中に長期借入金及び債券について 452 億円を確実に償還する。 (2) 業務の効率化を反映した予算の作成及び運営 「第 4 業務運営の効率化に関する事項」を踏まえた、中長期計画の予算を作成し、当該予算による効率的な運営を行う。
中長期計画	○予算、収支計画及び資金計画 水源林造成業務 (1) 長期借入金等の着実な償還 当期中長期計画期間中に長期借入金及び債券について 675 億円を確実に償還する。 また、毎年度、最新の木材価格や金利情勢などの経済動向や国費等の収入について一定の前提条件をおいた債務返済に関する試算を行い、中長期計画に基

	づく償還計画額とともに公表し、これらと当年度の実績額について検証を行い、その結果を公表する。 (2)業務の効率化を反映した予算の作成及び運営 「第3 業務運営の効率化に関する事項」を踏まえた、中長期計画の予算を作成し、当該予算による効率的な運営を行う。 特定中山間保全整備事業等 (1)長期借入金等の着実な償還 当期中長期計画期間中に長期借入金及び債券について452億円を確実に償還する。 (2)業務の効率化を反映した予算の作成及び運営 「第3 業務運営の効率化に関する事項」を踏まえた、中長期計画の予算を作成し、当該予算による効率的な運営を行う。 ○短期借入金の限度額 特定中山間保全整備事業等 76億円 (想定される理由) 一時的な資金不足 ○不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画 特定地域整備等勘定 平成28年度に用途を廃止する予定の職員宿舍第3号(杉並区清水)については、平成28年度以降に現物納付する。また、平成29年度以降に用途を廃止する予定のいずみ倉庫(福島市)については、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質の影響等があることから、その処理状況を勘案しつつ、平成29年度以降の現物納付に向け、関係機関等と調整を行う。 ○不要財産以外の重要な財産の譲渡に関する計画 水源林造成業務における分収造林契約等に基づく主伐及び間伐に伴う立木の販売、公共事業等の実施に伴い支障となる立木の販売を計画する。 (計画対象面積の上限)82,000ha ○剰余金の使途 水源林勘定 剰余金は、借入金利息及び債券利息に充てる。 特定地域整備等勘定 剰余金は、負担金等の徴収及び長期借入金若しくは債券の償還に要する費用に充てる。 ○積立金の処分 水源林勘定 前中長期目標期間繰越積立金は、借入金利息及び債券利息に充てる。 特定地域整備等勘定 前中長期目標期間繰越積立金は、負担金等の徴収並びに長期借入金及び債券の償還に要する費用に充てる。
年度計画	○予算、収支計画及び資金計画 水源林造成業務 (1)長期借入金等の着実な償還 長期借入金及び債券については、14,528百万円を確実に償還する。 また、最新の木材価格や金利情勢などの経済動向や国費等の収入について一定の前提条件をおいた債務返済に関する試算を行い、中長期計画に基づく償還計画額とともに公表し、これらと実績額について検証を行い、その結果を公表する。 (2)業務の効率化を反映した予算の作成及び運営 「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」を踏まえた予算を作成し、当該予算による効率的な運営を行う。 特定中山間保全整備事業等 (1)長期借入金等の着実な償還 長期借入金及び債券については、10,637百万円を確実に償還する。 (内訳) 特定中山間保全整備事業等7,578百万円 緑資源幹線林道事業3,059百万円 (2)業務の効率化を反映した予算の作成及び運営 「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」を踏まえた予算を作成し、当該予算による効率的な運営を行う。 ○短期借入金の限度額 特定中山間保全整備事業等 41億円 (想定される理由) ・借入金等の償還とその財源となる負担金等の徴収の制度差に起因する一時的な資金不足 ・その他一時的な資金不足 ○不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画 特定地域整備等勘定

	書類倉庫として活用しているいずみ倉庫(福島市)については、敷地内の地下に埋設してある除染後の汚染土壌の処理状況を勘案しつつ、国への返納措置を検討する。 ○不要財産以外の重要な財産の譲渡に関する計画 水源林造成業務における分収造林契約等に基づく主伐及び間伐に伴う立木の販売、公共事業等の実施に伴い支障となる立木の販売を計画する。 (計画対象面積の上限) 16,400ha ○剰余金の使途 水源林勘定 剰余金は、借入金利息及び債券利息に充てる。 特定地域整備等勘定 剰余金は、負担金等の徴収及び長期借入金若しくは債券の償還に要する費用に充てる。 ○積立金の処分 水源林勘定 前中長期目標期間繰越積立金は、借入金利息及び債券利息に充てる。 特定地域整備等勘定 前中長期目標期間繰越積立金は、負担金等の徴収並びに長期借入金及び債券の償還に要する費用に充てる。																								
主な評価指標	<評価の視点> 1 水源林造成業務 (1)長期借入金等の着実な償還 ・当期中長期目標期間中に長期借入金及び債券について確実に償還しているか。 ・事業の透明性や償還確実性を確保するため、債務返済に関する試算を行い、その結果を公表しているか。 (2)業務の効率化を反映した予算の作成及び運営 ・「業務運営の効率化に関する事項」を踏まえた中長期計画の予算作成し、効率的な運営を行ったか。 2 特定中山間保全整備事業等 (1)長期借入金等の着実な償還 ・当期中長期目標期間中に長期借入金及び債券について確実に償還しているか。 (2)業務の効率化を反映した予算の作成及び運営 ・「業務運営の効率化に関する事項」を踏まえた中長期計画の予算を作成し、効率的な運営を行ったか。 (評価指標) 1 水源林造成業務 (1)長期借入金等の着実な償還 ・当期中長期目標期間中(各年度)の償還計画に対する長期借入金及び債券の償還額 ・債務返済の見通しに関する試算及びその結果の公表に向けた検討及び実績 (2)業務の効率化を反映した予算の作成及び運営 ・「業務運営の効率化に関する事項」を踏まえた中長期計画の予算を作成し、効率的な運営を行ったか。 2 特定中山間保全整備事業等 (1)長期借入金等の着実な償還 ・当期中長期目標期間中(各年度)の償還計画に対する長期借入金及び債券の償還額。 (2)業務の効率化を反映した予算の作成及び運営 ・「業務運営の効率化に関する事項」を踏まえた中長期計画の予算の作成がなされ、効率的な運営を行うための取組を行っているか。																								
法人の業務実績等・自己評価																									
業務実績	<主要な業務実績> ○ 予算、収支計画及び資金計画 (1)長期借入金等の着実な償還 長期借入金等の償還原資である負担金等を確実に徴収するため、関係道府県及び受益者と連絡を密にし、計画の負担金等を全額徴収したことにより、長期借入金及び債券を着実に償還した。 また、水源林造成業務については、最新の木材価格のデータに基づき債務返済に関する試算等を行い、「水源林造成業務リスク管理委員会」において長期借入金等の償還見通しについて確実に償還されることが確認された。なお、試算結果等については、10月30日にホームページ上に公表した。 【平成29年度長期借入金・債券償還実績】 (単位:百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>業 務</th><th>長期借入金償還元金</th><th>債券償還元金</th><th>計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水源林造成業務</td><td>11,428</td><td>3,100</td><td>14,528</td></tr> <tr> <td>その他完了した業務</td><td>8,337</td><td>2,200</td><td>10,537</td></tr> <tr> <td>特定中山間保全整備事業等</td><td>5,291</td><td>2,200</td><td>7,491</td></tr> <tr> <td>緑資源幹線林道事業</td><td>3,046</td><td>—</td><td>3,046</td></tr> <tr> <td>計</td><td>19,764</td><td>5,300</td><td>25,064</td></tr> </tbody> </table> ※ 百万円未満を四捨五入しているため、計とは端数において一致しないものがある。	業 務	長期借入金償還元金	債券償還元金	計	水源林造成業務	11,428	3,100	14,528	その他完了した業務	8,337	2,200	10,537	特定中山間保全整備事業等	5,291	2,200	7,491	緑資源幹線林道事業	3,046	—	3,046	計	19,764	5,300	25,064
業 務	長期借入金償還元金	債券償還元金	計																						
水源林造成業務	11,428	3,100	14,528																						
その他完了した業務	8,337	2,200	10,537																						
特定中山間保全整備事業等	5,291	2,200	7,491																						
緑資源幹線林道事業	3,046	—	3,046																						
計	19,764	5,300	25,064																						

		※ その他完了した業務の年度計画額 10,637 百万円と平成 29 年度長期借入金・債券償還実績 10,537 百万円の相違(△ 100 百万円)については、負担金等の繰上納付があり、当該相当額の借入金を減じたこと(△ 16 百万円)、また、借入金の借入時期の変更(9 月→3 月)に伴い、下半期の支払い(△ 84 百万円)が不要になったことによる。 (2)業務の効率化を反映した予算の作成及び運営 水源林勘定と特定地域整備等勘定における一般管理費(公租公課、事務所借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。)については、耐用年数の経過した保存品等の継続使用に加え共同調達や一括調達による調達金額の節減に取り組むとともに、事務用品のリユースの推進などを図った結果、平成 28 年度から平成 29 年度までの削減額が累計 16,320 千円(8.7%)となり、中長期計画に掲げた削減目標に向けて抑制を図っている。 ○短期借入金の限度額 特定地域整備等勘定(特定地域等整備経理)において、長期借入金等の償還とその財源となる負担金等の徴収の制度差により、期中において一時的に資金不足が生じる見込となったことから、資金繰り資金として特定地域等整備経理で 29 億円の短期借入を行った。 なお、この短期借入金は、年度計画限度額(41 億円)の範囲内であり、また、資金の調達にあたっては、競争(引き合い)により、より低利な資金調達に努め、全て年度内に確実に償還を行った。 ○不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画 不要財産として処分することとしているいずみ倉庫(福島市)については、アスベスト、ダイオキシンの調査を外部委託により実施するとともに、敷地内の地下に埋設してある除染後の汚染土壌の搬出(施行主体:福島市)が完了し現地確認をした。こうした点を踏まえ国庫納付に向けた関係機関との協議等を実施した。 ○不要財産以外の重要な財産の譲渡に関する計画 不要財産以外の重要な財産の譲渡に関して、年度計画の限度の範囲内で適正な処理を行った。 ○剰余金の使途 該当なし ○積立金の処分 水源林勘定の前中長期目標期間繰越積立金 1,896,988 千円のうち、500,000 千円を借入金利息及び債券利息に充てた。 特定地域整備等勘定の前中長期目標期間繰越積立金 2,224,289 千円のうち、185,632 千円を負担金等の徴収並びに長期借入金及び債券の償還に要する費用に充てた。
自己評価	評定 B <評定と根拠> ○予算、収支計画及び資金計画 (1)長期借入金等の着実な償還 長期借入金等の償還原資である負担金等を計画どおり確実に徴収し、長期借入金及び債券を着実に償還することができた。 また、前提条件を直近のデータに置き換えて予定長期収支の試算を行い、確実に償還がなされることを確認し、試算結果等について公表することができた。 (2)業務の効率化を反映した予算の作成及び運営 一般管理費について、事務経費の削減などにより目標を上回る削減率を達成することができた。 ○短期借入金の限度額 年度計画限度額(41 億円)の範囲内で、特定地域整備等勘定(特定地域等整備経理)において、資金繰り資金として 29 億円の短期借入を行い、競争(引き合い)により、より低利な資金調達に努め、全て年度内に確実に償還することができた。 ○不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画 不要財産として処分することとしているいずみ倉庫(福島市)について、所要の調査を外部委託により実施し、国庫納付に向けた関係機関との協議等を実施することができた。 ○不要財産以外の重要な財産の譲渡に関する計画 不要財産以外の重要な財産の譲渡については、水源林造成業務における分収造林契約等に基づく主伐及び間伐に伴う立木の販売面積、公共事業等の実施に伴い支障となる立木の販売面積は、年度計画に基づき適正な処理を行った。 ○剰余金の使途 本年度は剰余金を使っていないことから評価すべき点はなかった。 ○積立金の処分 水源林勘定の前中長期目標期間繰越積立金は、借入金利息及び債券利息に充当し、適正な処分を行った。 特定地域整備等勘定の前中長期目標期間繰越積立金は、負担金等の徴収並びに長期借入金及び債券の償還に要する費用に充当し、適正な処分を行った。 以上のことから、「B」評定とした。	
主務大臣による評価	評定 <評定に至った理由> <今後の課題> <その他事項>	

4. その他参考情報

① 水源林勘定

	平成 28 年度末 (初年度)	平成 29 年度末	平成 30 年度末	平成 31 年度末	(単位:百万円、%) 平成 32 年度末 (最終年度)
前期中(長)期目標期間繰越積立金	1,897	1,397			
目的積立金	0	0			
積立金	325	829			
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	0	0			
運営費交付金債務	0	0			
当期の運営費交付金交付額(a)	0	0			
うち年度末残高(b)	0	0			
当期運営費交付金残存率(b ÷ a)	0	0			

② 特定地域整備等勘定

	平成 28 年度末 (初年度)	平成 29 年度末	平成 30 年度末	平成 31 年度末	(単位:百万円、%) 平成 32 年度末 (最終年度)
前期中(長)期目標期間繰越積立金	2,224	2,039			
目的積立金	0	0			
積立金	153	281			
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	0	0			
運営費交付金債務	0	0			
当期の運営費交付金交付額(a)	0	0			
うち年度末残高(b)	0	0			
当期運営費交付金残存率(b ÷ a)	0	0			

(注 1) 平成 30 年 3 月 30 日付け総務省行政管理局通知「独立行政法人における経営努力の促進とマネジメントの強化について」に基づく記載。

(注 2) 最終年度における「前期中(長)期目標期間繰越積立金」、「目的積立金」、「積立金」には、次期中(長)期目標期間への積立金の繰越しを算定するために各勘定科目の残余を積立金に振り替える前の額を記載。

(注 3) 「うち経営努力認定相当額」には、最終年度に経営努力認定された額を記載(最終年度に経営努力認定された利益は「目的積立金」には計上されず、「積立金」に計上された上で次期中(長)期目標期間に繰り越される。)。

(注 4) 「その他の積立金等」には、各独立行政法人の個別法により積立が強制される積立金等の額を記載。

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第3-3	第3 財務内容の改善に関する事項 3 森林保険業務							
当該項目の重要度、難易度					関連する政策評価・行政事業レビュー			
2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	(参考情報) 当年度までの累積 値等、必要な情報
保険料収入(千円)			1,812,653	1,761,727				
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中長期目標	(1) 積立金の規模の妥当性の検証と必要な保険料率の見直し 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」も踏まえ、リスク管理のための委員会において、毎年度、積立金の規模の妥当性の検証を行い、その結果を農林水産大臣に報告するとともに、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。 その際、①我が国においては、台風や豪雪等の自然災害の発生の可能性が広範に存在し、森林の自然災害の発生頻度が高く、異常災害時には巨額の損害が発生するおそれがあり、こうした特性に応じた保険料率の設定及び積立金の確保が必要であること、②森林保険の対象となる自然災害の発生は年毎のパラツキが非常に大きいことから単年度ベースでの収支相償を求めることは困難であり長期での収支相償が前提であること、③森林保険は植栽から伐採までの長期にわたる林業経営の安定を図ることを目的としており、長期的かつ安定的に運営することが必要であること、④積立金の規模は責任保険金額の規模に対して適切なものとする必要があることを踏まえる。 (2) 保険料収入の増加に向けた取組 森林保険業務の安定的な運営に資するため、保険料収入の増加に向けて、森林所有者への森林保険の加入促進等に取り組む。							
中長期計画	(1) 積立金の規模の妥当性の検証と必要な保険料率の見直し 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」も踏まえ、外部有識者等により構成される統合リスク管理委員会において、毎年度、積立金の規模の妥当性の検証を行い、その結果を農林水産大臣に報告するとともに、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。 その際、①我が国においては、台風や豪雪等の自然災害の発生の可能性が広範に存在し、森林の自然災害の発生頻度が高く、異常災害時には巨額の損害が発生するおそれがあり、こうした特性に応じた保険料率の設定及び積立金の確保が必要であること、②森林保険の対象となる自然災害の発生は年毎のパラツキが非常に大きいことから単年度ベースでの収支相償を求めることは困難であり長期での収支相償が前提であること、③森林保険は植栽から伐採までの長期にわたる林業経営の安定を図ることを目的としており、長期的かつ安定的に運営することが必要であること、④積立金の規模は責任保険金額の規模に対して適切なものとする必要があることを踏まえて取り組む。 (2) 保険料収入の増加に向けた取組 森林保険業務の安定的な運営に資するため、新規加入の拡大、継続加入の推進等による保険料収入の増加に向けて、関係諸機関と連携し、森林所有者、森林経営計画作成者、林業経営体等への森林保険の加入促進活動に取り組む。							
年度計画	(1) 積立金の規模の妥当性の検証と必要な保険料率の見直し 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」も踏まえ、外部有識者等により構成される統合リスク管理委員会において、積立金の規模の妥当性の検証を行い、その結果を農林水産大臣に報告するとともに、必要に応じて、保険料率の見直しを検討する。 その際、①我が国においては、台風や豪雪等の自然災害の発生の可能性が広範に存在し、森林の自然災害の発生頻度が高く、異常災害時には巨額の損害が発生するおそれがあり、こうした特性に応じた保険料率の設定及び積立金の確保が必要であること、②森林保険の対象となる自然災害の発生は年毎のパラツキが非常に大きいことから単年度ベースでの収支相償を求めることは困難であり長期での収支相償が前提であること、③森林保険は植栽から伐採までの長期にわたる林業経営の安定を図ることを目的としており、長期的かつ安定的に運営することが必要であること、④積立金の規模は責任保険金額の規模に対して適切なものとする必要があることを踏まえて取り組む。 (2) 保険料収入の増加に向けた取組 森林保険業務の安定的な運営に資するため、新規加入の拡大、継続加入の推進等による保険料収入の増加に向けて、関係諸機関と連携し、森林所有者、森林経営計画作成者、林業経営体等への森林保険の加入促進活動に取り組む。							
主な評価指標	<評価の視点> (1) 積立金の規模の妥当性の検証と必要な保険料率の見直し ・リスク管理のための委員会において、毎年度積立金の規模の妥当性の検証を行っているか。 ・必要に応じて保険料率の見直しが行われているか。 (2) 保険料収入の増加に向けた取組 ・森林保険業務の安定的な運営に向け、加入促進等による保険料収入の増加に向けた取組を行っているか。 (評価指標) (1) 積立金の規模の妥当性の検証と必要な保険料率の見直し							

		・毎年度積立金の規模の妥当性の検証を行い、その結果を農林水産大臣に報告しているか。 ・必要に応じて保険料率の見直しが行われているか。 (2)保険料収入の増加に向けた取組 ・第3の3(2)加入促進に準じた内容 ・継続契約の増加に向けた取組の実施状況 ・保険料収入の額
法人の業務実績等・自己評価		
業務実績	<主要な業務実績> (1)積立金の規模の妥当性の検証と必要な保険料率の見直し 外部有識者等により構成される森林保険センター統合リスク管理委員会を2回開催し、森林保険業務の財務状況、積立金の規模の妥当性の検証等について、専門的な見地から点検を実施、その結果を農林水産大臣へ報告した。 ・第1回委員会(7月)では、平成28年度決算書類をもとに森林保険の財務状況の検証を行い、民間の損害保険会社が公開している情報や日本損害保険協会策定の「ディスクロージャー基準」等を参考に、森林保険センターの財務諸表やソルベンシー・マージン比率についてホームページにて情報公開を行った。 ・第2回委員会(2月)では、積立金の規模の妥当性について客観的なデータ等に基づき検証を行った。 特に、中長期目標において農林水産大臣に報告が求められている積立金の規模の妥当性の検証については、「安定した保険経営がなされるためには、異常災害を含む自然災害リスクに対し必要な支払能力となる積立金を保有する必要がある、森林保険センターが保有する積立金の規模は現状の契約規模で考えると過大とはいえない」との検証結果を取りまとめ、3月13日付けで農林水産大臣に報告を行った。 (2)保険料収入の増加に向けた取組 森林保険推進活動支援プランに基づき、森林組合担当者会議、公有林会議に出席したほか、各県森連・森林組合と3者合同で県、市町村への個別訪問を実施し、リスクマネジメントの重要性と森林保険への加入の働きかけを行った(31道府県)。また、森林保険センターの幹部及び職員による林業関係団体、大学演習林協議会、民間企業等の会合の場に積極的に出向き、森林保険の重要性を説明し、加入促進活動に取り組んだ。 さらに、森林所有者に代わって地域の森林管理を担っている森林施業プランナーに対しては、プランナー研修(8ヵ所)に出向き、森林保険情報を提供しつつ、連携強化の要請を行った。また、新マーケット開拓に向け大学演習林や素材生産業者向けのチラシを作成し、加入推進を行った。また、各都道府県と森林保険普及事務等委嘱事業を実施し、森林保険の普及・啓発を行った(23道府県)。 また、継続契約確保のため、毎月の契約実績一覧を森林組合系統に提供し、被保険者に対する満期案内の実施を指導した。	
自己評価	評価 B	<評定と根拠> 外部有識者等により構成される森林保険センター統合リスク管理委員会において、積立金の規模の妥当性等について、客観的なデータ及び責任保険金額の規模から検証を行い、これに基づいて農林水産大臣への報告の中で計画どおりの実績を達成した。 森林所有者等に対する働きかけや林業関係団体・民間企業への働きかけにより森林保険の加入促進を図る取組や継続契約の確保を推進したことを踏まえ計画を達成した。 以上のことから、「B」評定とした。 <課題と対応> 積立金の規模妥当性等の検証に係るシミュレーションを重ねていくにあたっては、事故率及び災害シナリオ等の扱いも含め精度を高めていく必要がある。
主務大臣による評価	評価	<評定に至った理由> <今後の課題> <その他事項>
4. その他参考情報		

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第3-4	第3 財務内容の改善に関する事項 4 保有資産の処分		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度)	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	(参考情報) 当年度までの累積 値等、必要な情報
職員宿舎第 3 号(杉並区清水)	保有の必要性の見直し		国庫返納(現物納付)の実施					
いずみ倉庫(福島市)	保有の必要性の見直し		関係機関と事前協議を行い、更地化し納付することとし、スケジュールは今後調整	関係機関と協議の上スケジュールを作成し、所要の調査を実施				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価			
中長期目標	保有資産の見直し等については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本視点について」(平成 26 年 9 月 2 日付け総管査第 263 号総務省行政管理局通知)に基づき、保有の必要性を不断に見直し、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付等を行うこととする。 特に、職員宿舎第 3 号(杉並区清水)については、国への返納措置又は売却を行う。また、いずみ倉庫(福島市)については、国への返納措置又は売却に向け、関係機関と調整を行う。		
中長期計画	保有資産の見直しについては、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」(平成 26 年 9 月 2 日付け総管査第 263 号総務省行政管理局通知)に基づき、保有の必要性を不断に見直し、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付等を行うこととする。		
年度計画	保有資産の見直し等については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」(平成 26 年 9 月 2 日付け総管査第 263 号総務省行政管理局通知)に基づき、保有の必要性を不断に見直し、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付等を行うこととする。		
主な評価指標	＜評価の視点＞ ・保有の必要性の観点から保有資産の見直しが行われているか。また、処分することとされた保有資産についてその処分は進捗しているか。 (評価指標) ・保有資産の点検及び処分状況		
法人の業務実績等・自己評価			
業務実績	＜主要な業務実績＞ 保有資産については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本視点について」(平成 26 年 9 月 2 日付け総管査第 263 号総務省行政管理局通知)に基づき、保有している施設について、利用状況の確認等を行った結果、将来にわたり業務に必要であると認めた。 不要財産として処分することとしているいずみ倉庫(福島市)については、アスベスト、ダイオキシンの調査を外部委託により実施した。また、敷地内の地下に埋設してあった除染後の汚染土壌の搬出(施行主体:福島市)が完了し、現地確認を行った。こうした点を踏まえ、国庫納付に向けた関係機関との協議等を実施した。		
自己評価	評定	B	
	＜評定と根拠＞ 不要財産として処分することとしているいずみ倉庫(福島市)については、所要の調査を外部委託により実施するとともに、国庫納付に向けた関係機関との協議等を実施することができた。 以上のことから、「B」評定とした。		
主務大臣による評価	評定		
	＜評定に至った理由＞		
	＜今後の課題＞		
	＜その他事項＞		

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第4-1	第4 その他業務運営に関する重要事項 1 研究開発業務、水源林造成業務及び森林保険業務における連携の強化		
当該項目の重要度、 難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書:事前分析表農林水産省 30-⑩ 行政事業レビューシート事業番号: 0188 政策評価書:事前分析表農林水産省 30-⑪ 行政事業レビューシート事業番号: 0215

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間 最終年度値等)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
研究成果の「橋渡し」に取り組んだ検討会等の回数 (回)		6	6	7				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	研究開発業務と水源林造成業務及び森林保険業務との相乗効果の発揮に向けて、次のとおり連携強化を図る。 (1) 研究開発業務と水源林造成業務の連携 全国に広く分布する水源林造成の事業地を研究開発のフィールドとして活用することにより研究開発業務を推進するとともに、研究開発業務の成果・知見を活用した水源林造成業務における森林整備技術の高度化を図る。加えて、業務の実施を通じて森林所有者や林業事業体に対する研究成果の「橋渡し」に取り組む。 (2) 研究開発業務と森林保険業務の連携 森林の自然災害に関する専門的知見を活用した森林保険業務の高度化及び森林保険業務で得られたデータを活用した森林災害に係る研究を推進する。
中長期計画	(1) 研究開発業務と水源林造成業務の連携 全国に展開している水源林造成の事業地を研究開発のフィールドとして活用して施業技術や森林管理手法等の実証試験を実施するとともに、水源林造成の事業地で得られる調査データ等を研究開発業務に活用する。 また、検討会等を通じ、研究開発業務で得られた成果や科学的知見を活用して水源林造成業務における森林整備技術の高度化を図るとともに、森林所有者や林業事業体への研究成果の「橋渡し」に取り組む。 (2) 研究開発業務と森林保険業務の連携 森林の自然災害に関する専門的知見を活用した森林保険業務の高度化及び森林保険業務で得られたデータを活用した気象害の発生要因解析とリスク評価等の森林災害に係る研究開発業務を推進する。
年度計画	(1) 研究開発業務と水源林造成業務の連携 全国に広く分布する水源林造成の事業地を研究開発のフィールドとして活用することにより、エリートツリーやコンテナ苗の成長特性調査、新たなシカ食害防除方策の検証等の研究開発業務を推進する。 また、検討会等を通じ、研究開発業務で得られた成果や科学的知見を活用して水源林造成業務における森林整備技術の高度化を図るとともに、森林所有者や林業事業体への研究成果の「橋渡し」に取り組む。 (2) 研究開発業務と森林保険業務の連携 森林の自然災害に関する専門的知見を活用した森林保険業務の高度化及び森林保険業務で得られたデータを活用した森林災害に係る研究を推進する。
主な評価指標	<評価の視点> ・水源林造成の事業地を研究開発のフィールドとして活用し研究開発を推進しているか。 ・検討会等を通じ、研究開発の成果・知見を活用して水源林造成業務における森林整備技術の高度化を図るとともに、森林所有者や林業事業体への研究成果の「橋渡し」に取り組んでいるか。 ・森林の自然災害に関する専門的知見を活用した森林保険業務の高度化がなされているか。 (評価指標) ・水源林造成の事業地をフィールドとして活用した研究開発の事例 ・研究開発の成果・知見を活用して水源林造成業務における森林整備技術の高度化を図るために取り組んだ事例 ・研究開発部門と森林保険部門が連携した取組を計画的に行っているか。 ・連携した取組の成果が共有され、森林保険業務に反映されているか。

法人の業務実績等・自己評価		
業務実績	＜主要な業務実績＞ (1) 研究開発業務と水源林造成業務の連携 【水源林造成事業地をフィールドとして活用した取組】 北海道、群馬県、岡山県、大分県など森林整備センターの東北北海道整備局、関東整備局、中国四国整備局、九州整備局の水源林造成事業地を研究開発のフィールドとして、コンテナ苗やエリートツリー等について、成長量等の調査を行った。群馬県、山梨県、静岡県、福岡県、大分県の水源林造成事業地では、新たなシカ被害防除方策について、効果の検証等を行った。さらに、宮城県の水源林造成事業地では、路網の低コスト化・長寿命化技術の開発を念頭に、作業道の崩壊箇所と構造物の詳細な状況や作業道全体の施工履歴等の調査を行った。福島県の水源林造成事業地では、新規植栽木の放射性物質の動態調査を行い、データの収集、蓄積を行うなど、研究開発の推進に取り組んだ。 【水源林造成業務における森林整備技術の高度化を図るための取組】 森林整備センターの各整備局が開催した検討会においては、森林総合研究所・支所・育種場の研究者による講演等を通じて、研究開発業務で得られた成果や科学的知見を活用した水源林造成業務における森林整備技術の高度化に取り組んだ。この検討会にあたっては、森林所有者や林業事業体、国有林、県、市町村など地域の幅広い林業関係者の参加を得て次のとおり実施した。 ・講演内容「労働安全衛生向上につながる防護用品の必要性」(講師:四国支所)、主催:中国四国整備局、参加人数 78 名 ・講演内容「東北地方及び岩手県の松くい虫被害の現状と対策のあり方」(講師:東北支所)、主催:東北北海道整備局、参加人数 88 名 ・講演内容「シカ被害対策の現状と対策」(講師:多摩森林科学園)、主催:中部整備局、参加人数 39 名 ・講演内容「長伐期施業について」(講師:森林総合研究所)、主催:関東整備局、参加人数 65 名 ・講演内容「シカ柵だけではなくシカ被害対策について」(講師:九州支所)、「エリートツリーと特定母樹について」(講師:九州育種場)、主催:九州整備局、参加人数 194 名 ・講演内容「安全な路網計画のための崩壊危険地ピンポイント抽出技術」(講師:関西支所)、主催:近畿北陸整備局、参加人数 87 名 ・講演内容「コウヨウザン研究の現状について」(講師:林木育種センター)、主催:中国四国整備局、参加人数 79 名 森林整備センターにおいては、研究及び林木育種に係る成果の活用や研究開発等を効果的に進める連携を推進するため、森林総合研究所内の研究に関する情報交換会を 5 回開催し、「森林整備技術の高度化に資する研究成果の活用や研究開発等について」、「空中写真のデジタル立体視による活用方法」、「人工林の多様性と広葉樹林の配置」、「今後の木材利用の見通しについて」、「森林の資源量把握技術の最近の動向」について、今後の水源林造成業務に活用できる知見を共有した。 (2) 研究開発業務と森林保険業務の連携 森林の自然災害に関する専門的知見を活用した森林保険業務の高度化及び森林保険業務で得られたデータを活用した森林災害に係る研究の推進を図るため、所内委託研究「森林気象害のリスク評価手法に関する研究」を行い、風害、冠雪害、林野火災のリスク評価や危険度予測、森林被害調査とリスク情報の収集及びデータベース作成等に係る研究開発に取り組むとともに、タブレット端末で動作し、気象害を受けた現場の画像や位置情報の収集及び被害種別判定に利用可能なシステムを開発した。また、森林保険 80 周年記念行事の開催、ハンドブック「林木の気象害判定法(仮称)」作成のための準備、森林被害調査のためのドローンの実証実験等について、森林保険センターと研究部門とが密接に連携して行った。	
自己評価	評定 A	＜評定と根拠＞ 研究開発業務と水源林造成業務の連携については、水源林造成事業地をフィールドとして活用し、コンテナ苗やエリートツリー、シカ被害対策、路網の低コスト化・長寿命化、植栽木の放射性物質動態等に関する研究開発を推進した。また、森林整備センターや各整備局が開催する情報交換会や検討会では、森林総合研究所・支所・育種場の研究者による講演等を通じて、研究開発業務で得られた成果や科学的知見を活用した森林整備技術の高度化に取り組んだ。さらに、これらの検討会において、森林所有者や林業事業体、国有林、県、市町村など地域の幅広い林業関係者の参加を得ることにより、研究成果の「橋渡し」に取り組んだ。 研究開発業務と森林保険業務の連携については、森林気象害のリスク評価手法に関する所内委託研究において、森林の自然災害に関する専門的知見と森林保険業務で得られたデータの両者を活用した研究を計画的に進めるとともに、タブレット端末で利用可能な気象被害判別システムの開発等、森林保険業務の高度化に貢献しうる成果をあげた。 以上のように、研究開発業務と水源林造成業務の連携では年度計画を着実に達成するとともに、研究開発業務と森林保険業務の連携を積極的に進め、計画通りに開発した気象被害判別システムを森林保険業務担当者が実際の被害現場で利用可能な形態にまで実装化できたことは、年度計画を大きく上回る成果であることから、「A」評定とした。
主務大臣による評価	評定	＜評定に至った理由＞ ＜今後の課題＞ ＜その他事項＞

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第4-2		第4 その他業務運営に関する重要事項 2 行政機関や他の研究機関等との連携・協力の強化						
当該項目の重要度、 難易度					関連する政策評価・行政事業レビュー		政策評価書:事前分析表農林水産省 30-⑩ 行政事業レビューシート事業番号: 0188	

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標		達成目標	基準値等 (前中長期目標期間 最終年度値等)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
委員会等派遣数 内 国・地方公共団体・他 独法・大学 公益法人・協同組合等 一般法人・企業・その他 国内の学会への対応件数			1841	1886	1682				
			782	804	597				
			661	594	579				
			398	488	506				
			175	451					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	森林研究・整備機構は、我が国の森林・林業・木材産業に関する総合的な研究を推進する中核機関であるとともに、水源林造成業務及び森林保険業務を推進する機関であることから、内部での連携を取りつつ、国、都道府県、他の研究機関、大学、民間企業等との連携・協力を積極的に行う。 また、災害への緊急対応や行政機関等への技術指導等のため、専門家を派遣するとともに、学術的知見や研究情報の提供等を行う。 さらに、森林保険は、林業経営の安定や森林の多面的機能の発揮に資する公的保険であり、森林・林業の諸政策と連携した取扱いによりその役割が高度に発揮されるものであることから、行政機関等と連携・協力した取組を推進する。
中長期計画	森林研究・整備機構は、我が国の森林・林業・木材産業に関する総合的な研究を推進する中核機関であるとともに、森林整備センター及び森林保険センターを擁する機関であることから、内部での連携を取りつつ、国、都道府県、他の研究機関、大学、民間企業等との連携・協力を積極的に行う。 また、災害への緊急対応や行政機関等への技術指導等のため、専門家を派遣するとともに、学術的知見や研究情報の提供等を行う。 さらに、森林保険は、林業経営の安定や森林の多面的機能の発揮に資する公的保険であり、森林・林業の諸政策と連携した取扱いによりその役割が高度に発揮されるものであることから、国、都道府県等行政機関をはじめとする関係諸機関と連携・協力した取組を推進する。
年度計画	森林研究・整備機構は、我が国の森林・林業・木材産業に関する総合的な研究を推進する中核機関であるとともに、森林整備センター及び森林保険センターを擁する機関であることから、内部での連携を取りつつ、国、都道府県、他の研究機関、大学、民間企業等との連携・協力を積極的に行う。 また、災害への緊急対応や行政機関等への技術指導等のため、専門家を派遣するとともに、学術的知見や研究情報の提供等を行う。 さらに、森林保険は、林業経営の安定や森林の多面的機能の発揮に資する公的保険であり、森林・林業の諸政策と連携した取扱いによりその役割が高度に発揮されるものであることから、行政機関等と連携・協力した取組を推進する。
主な評価指標	<評価の視点> ・行政機関や他の研究機関との連携の仕組が適切に構築、運用されているか。 (評価指標) ・行政機関と計画段階から連携し、行政ニーズが反映されているか。 ・行政機関等と連携した取組の実施状況 ・緊急時の連携会議、専門家派遣の対応状況 ・他の研究機関等との連携協力状況(環境研究機関連絡会、筑協等の実績等)
法人の業務実績等・自己評価	
業務実績	<主要な業務実績> 国との連携・協力については、行政ニーズを研究業務に反映する取組の一環として、平成 30 年 1 月に林野庁幹部と国立研究開発法人森林研究・整備機構幹部の意見交換会を行い、機構の研究開発、水源林整備及び森林保険の各業務に係る話題提供を行い、意見交換を行った。また、森林総合研究所の各研究領域と林野庁の各課が情報と意見の交換を行う検討会を開催し、行政ニーズの把握に努めた。 都道府県との連携・協力については、森林総合研究所・支所及び林木育種センター・育種場において、林野庁の主催する林業研究・技術開発推進ブロック会議(研究分科会、育種分科会)の運営に中核機関及び事務局として積極的に協力するとともに、各ブロックの林業試験研究機関連絡協議会の運営に主体的に関わった。また、都道府県立林業試験研究機関の研究成果をとりまとめ、「公立林業試験研究機関成果選集 No. 15」として発行した。